

令和 7 年 6 月 日

(名称) 倶知安町地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

倶知安町市街地では幹線道路をルートとする地域間幹線系統の運行があるものの、市街地住民にとって生活交通としての利用が限定される路線であったことから、市街地における公共交通不便地域の解消とＪＲ倶知安駅でのＪＲ函館本線、他の地域間幹線系統との接続に対応する公共交通として、平成24年4月から“まちなか循環バス「じゃがりん号」”を通年運行している。「じゃがりん号」は通年運行以来多くの方に利用され、令和6年度は年間約27,000人の利用があり、特に市街地の高齢者を中心とした「生活の足」として必要不可欠な移動手段になっていることから、地域公共交通確保維持事業により、今後も確保・維持していくことが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

通年運行 13 年を経過し、年間約 30,000 人程度の利用者を維持している。これは、住民の認知度等が定着し、「じゃがりん号」のリピーターが多いことが主な要因となっているが、総体的な利用者は横ばい傾向にある。

じゃがりん号の利用は主に「通院」「買い物」を目的としていることから、利用方法などのチラシを作成し、新規利用者からリピーターへの拡大を図り、全体乗車数および運賃収入の増加を達成するため、系統ごとに 1 便当たりの平均乗車数を設定するとともに、混雑の少ない便の利便性向上等、より多くのニーズに応えられる形で新規利用者を獲得し、年間を通した利用者数および運賃収入の増加を目指す。

○全体乗車数 33,000 人（令和 9 年度）

＜実績＞ 27,563 人（令和 5 年 10 月～令和 6 年 9 月）

＜現状＞ 27,605 人（令和 6 年 10 月～令和 7 年 9 月）【見込み】

＜目標＞ 28,000 人（令和 7 年 10 月～令和 8 年 9 月）

○公的資金が投入されているじゃがりん号の収支率

＜実績＞ 32.0%（令和 3 年度）

＜現状＞ 19.1%（令和 6 年度）

＜目標＞ 34.7%（令和 9 年度）

○公共交通への公的資金投入額

＜実績＞ 29,540,000 円（令和 3 年度）

＜現状＞ 29,552,000 円（令和 6 年度・じゃがりん号関係）

＜目標＞ 29,540,000 円（令和 9 年度）

（倶知安町地域公共交通計画 P124 参照）

○運賃収入

＜実績＞ 2,199,425 円（令和 5 年 10 月～令和 6 年 9 月）

＜現状＞ 2,272,864 円（令和 6 年 10 月～令和 7 年 9 月）【見込み】

＜目標＞ 2,305,000 円（令和 7 年 10 月～令和 8 年 9 月）

○各系統 1 便当たりの平均乗車数目安

系統名	定量的な目標
東西ルート	4.1 人
東西ルート拡大	15.6 人
東西ルート快速	11.0 人
東西ルート拡大・旭ヶ丘	11.0 人
東西ルート快速・旭ヶ丘	4.6 人

系統名	定量的な目標
南北ルート	6.7 人
南北ルート拡大	9.5 人
南北ルート快速	4.0 人
南北ルート通常・旭ヶ丘	2.5 人
南北ルート拡大・旭ヶ丘	8.0 人

(2) 事業の効果
より身近な公共交通機関とすべく、利用者に対して以下の効果を狙う。 ○ＪＲ倶知安駅におけるＪＲ函館本線や、他の地域間幹線系統との乗換え需要の増加 ○乳幼児や子育て期の主婦層の利用増加 ○回数券・定期券利用によるリピーターの増加または１人当たりの利用回数の増加
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
・駅等を中心とした乗継ネットワークの構築（倶知安町、交通事業者、北海道） ・じゃがりん号の維持・充実（倶知安町、交通事業者） ・じゃがりん号と既存公共交通との連携（倶知安町、交通事業者） （倶知安町地域公共交通計画 P94～95 参照）
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
別添表１のとおり
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図るじゃがりん号路線について、運行委託費費用総額 33,487,944 円のうち、運行収入及び国庫補助金を差し引いた差額分を倶知安町が負担することとしている。 なお、運行業務は、倶知安町から運行事業者へ業務委託し、委託料の主な積算額は運転業務及び燃料費としている。
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
・利用者数や収支について、データ（数値）による評価を実施
7. 別表１の補助対象事業の基準木ただし書に基づき、協議会が平日１日当たりの運行回数が３回以上で足りると認めた系統の概要 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
※該当なし
8. 別表１の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
※該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>

※該当なし

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要
【地域内フィーダー系統のみ】

別添表 5 のとおり

11. 車両の取得に係る目的・必要性
【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※車両取得は行わない

12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果
【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

※車両取得は行わない

(2) 事業の効果

※車両取得は行わない

13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※車両取得は行わない

14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）
【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

① 車両の代替による費用削減等の内容

※車両取得は行わない

② 代替車両を活用した利用促進策

※車両取得は行わない

15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性
【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
●令和6年6月26日 下記事項について協議・合意された。 ・令和5年度事業報告及び決算、令和6年度事業方針及び予算案について ●令和6年11月25日 下記事項について協議・合意された。 ・令和6補助年度まちなか循環バスじゃがりん号の運行実績及び事業評価について ●令和7年6月23日 下記事項について協議・合意された。 ・令和6年度事業報告及び決算、令和7年度事業方針及び予算案について ・地域内フィーダー系統確保維持計画について
19. 利用者等の意見の反映状況
町内会場で行われる「まちトーク」において意見交換を行うほか、利用者や運転手からの意見を踏まえ、可能な範囲で意見反映させている。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 虻田郡 倶知安町 北1条東3丁目

(所 属) 倶知安町 総合政策課 交通政策係

(氏 名) 佐藤 奈月

(電 話) 0136-56-8001

(e-mail) ko-sei@town.kutchan.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。